

平成 2 2 年度

青森県公社等点検評価委員会
点検評価結果等報告書

平成 2 2 年 1 2 月

青森県公社等点検評価委員会

目 次

	頁
第1章 点検評価に当たっての総論的事項	1
第2章 点検評価結果	
1 財団法人21あおもり産業総合支援センター	5
2 社団法人青森県観光連盟	9
3 社団法人青い森農林振興公社	13
4 青森県土地開発公社	17
5 財団法人青森県建設技術センター	21
6 青森県道路公社	25
7 財団法人青森県フェリー埠頭公社	29
8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	33
9 財団法人青森学術文化振興財団	37
10 財団法人青森県生活衛生営業指導センター	41
11 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会	45
12 青森空港ビル株式会社	49
13 むつ小川原原燃興産株式会社	53
14 財団法人青森県育英奨学会	57
委員名簿	61
(参考)点検評価対象公社等及び評価実施(予定)年度	62

第1章 点検評価に当たっての総論的事項

1 本県における公社等の役割

本県における公社等は、県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等のため、それぞれその時代の要請を受けて設立され、幅広い分野において重要かつ多様な役割を担ってきた。

しかしながら一方で、国・県の行財政を取り巻く社会情勢、経済環境の変化、地方分権の本格化等に伴い、徹底した行財政改革や県自身が担う分野の見直しが行われている中で、公社等についても設立目的と現状の業務内容の乖離、経営上の様々な課題等が明らかになったところである。

こうした中で、公社等が新たな時代の要請に的確に対応していくためには、統廃合を含んだ組織や業務の見直し等を実施することにより県民サービスを第一義としながら、最少の経費で最大の効果をあげることのできる、青森県らしい活力ある地域社会の構築に真に貢献できる公社等としていかなければならない。

2 当委員会の役割と点検評価の目的

当委員会は、平成14年度から16年度まで本県の主要な29公社等の経営状況、経営改革の方向性等に関して検討を行い、その検討結果を報告してきた「青森県公社等経営評価委員会」の後を受けて、平成17年度から、公社等改革を進めるために知事から委嘱された委員会である。

公社等の組織のあり方や業務内容等については、独立した法人である公社等自身が自ら見直しを実施していく必要があることは当然だが、その設立及び業務運営に深く関与してきた県としても、統廃合を含んだ組織や業務の見直し、更には今後の県としての関わり方等についても検討を行うことが必要となっている。

当委員会はこうした状況を踏まえて、公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行い、併せてその改革のための提言を行うことを目的としている。

3 点検評価の視点

当委員会は、本年度の対象14公社等の経営状況、業務執行状況等を点検評価するに当たって、以下の視点を設定した。

(1) 青森県行財政改革大綱に掲げる「公社等の見直し」の方針

(平成20年12月策定の青森県行財政改革大綱より抜粋)

第2 行財政改革の取組方策

公共サービス改革

3 公社等の見直し

(1) 公社等の統廃合等

社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、公社等の設立目的・役割及び県の関与のあり方について改めて見直し、業務内容等の必要性・将来性について検討の上、公社等の統廃合等に積極的に取り組みます。

(2) 公社等の経営改革

経営環境の変化に対応し、公社等の目的をより効果的かつ効率的に達成していくため、公社等の経営改革を積極的に推進します。

ア 経営の健全化

事業の見直し、徹底したコスト削減等を継続して実施することにより、健全で効果的かつ効率的な経営をめざします。

イ 人員体制等の見直し

公社等自らの責任と経営努力による自立的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については順次引き揚げることとし、また、職員数及び給与について、経営状況を踏まえた適切な水準となるよう必要な見直しを行います。

(2) これまでの点検評価委員会の提言事項

(3) 包括外部監査における公社等に対する指摘事項

4 点検評価結果

当委員会は、本年度から新たなメンバーで公社等の点検評価を行うこととなった。本年度は、提出された公社等経営評価シートや各種決算資料等をもとに、公社等及び県所管課へのヒアリングを実施して、各公社等のマネジメント及び財務の状況について総合評価を行うとともに、各公社等が今後取り組むべき改善事項等についても併せて記載することとした。

点検評価結果の詳細については、「第2章 点検評価結果」で記載している。その概要は、次表のとおりである。

点検評価結果の概要

(: 概ね妥当、 : 要改善)

1	財団法人21あおり産業総合支援センター	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】	
	ア 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化	
	イ 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進	
	ウ 未収債権の発生防止等及び適正な貸倒引当金の計上	
2	社団法人青森県観光連盟	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】	
	ア 経営基盤の強化に向けた一層の努力	
	イ 経営の自立化に向けた取組	
3	社団法人青い森農林振興公社	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】	
	ア 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消	
	イ 分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応	

4	青森県土地開発公社	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 受託業務量の確保 イ 青森中核工業団地造成事業の取扱いの明確化	
5	財団法人青森県建設技術センター	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化 イ 新公益法人制度改革への適切な対応	
6	青森県道路公社	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 長期債務の確実な解消 イ 道路の安全性及び利便性の維持・確保	
7	財団法人青森県フェリー埠頭公社	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア フェリーの利用促進及び経営合理化の推進 イ 新公益法人制度改革への適切な対応	
8	財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 事業の選択と助成の集中の推進 イ 助成事業の効果的・効率的実施及び実施体制の見直し	
9	財団法人青森学術文化振興財団	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 助成事業の効果的・効率的実施 イ 組織体制の見直し	
10	財団法人青森県生活衛生営業指導センター	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 組合加入率が低いという現状を踏まえた新たな事業展開及び現状の組織体制下での効果的な事業の実施	
11	財団法人むつ小川原漁業操業安全協会	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 助成事業の効果的・効率的実施 イ 組織体制の見直し	

1 2	青森空港ビル株式会社	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 効果的な集客対策の実施 イ 県出資金の引き揚げの検討	
1 3	むつ小川原燃興産株式会社	マネジメント及び財務の状況：
1 4	財団法人青森県育英奨学会	マネジメント及び財務の状況：
	【改善事項等】 ア 奨学金貸与事業に係る未収債権の回収強化及び発生防止	

第2章 点検評価結果

1 財団法人21あおもり産業総合支援センター

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所管部課名	商工労働部 経営支援課	
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	390,000千円	70.9%	
	(株)みちのく銀行	34,010千円	6.2%	
	(株)青森銀行	33,690千円	6.1%	
	青森市	30,245千円	5.5%	
	(株)東北電力	11,710千円	2.1%	
	黒石市	7,220千円	1.3%	
	藤崎町	5,090千円	0.9%	
	青い森信用金庫	3,583千円	0.7%	
	田舎館村	2,445千円	0.4%	
	(株)みずほ銀行	2,070千円	0.4%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	16名	2名	県派遣1名
	監事	2名	0名	
	職員	85名	27名	県派遣14名、県OB1名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援			
経営状況 (平成21年度)	経常収益	2,627,634千円	(その他参考)	
	経常費用	2,393,701千円	県からの補助金	611,220千円
	当期経常増減額	233,933千円	県からの受託事業収入	121,681千円
	当期一般正味財産増減額	231,908千円	県の損失補償	2,882,617千円

2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおもり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおもり産業総合支援センター」に変更した。

3 点検評価結果

当法人は、県内の中小企業者等に対し、研究開発から事業化までに応じた総合的な支援を行い、企業の振興並びに新たな産業の育成及び新事業の創出の促進を図り、もって、本県産業の活性化と活力ある地域づくりに寄与するという重要な役割を担い、本県中小企業支援に係る県の施策の実施団体として国・県等からの補助事業や受託事業等を多岐にわたり実施している。本県中小企業を取り巻く厳しい経済情勢下において、当法人の果たす役割の重要性はますます高まっている中、新公益法人制度改革に適切に対応し、今後とも当法人の設立目的や役割を着実に達成していくため、当法人の組織体制や事業のあり方について県と協議を重ねている。

(1) マネジメント及び財務の状況(参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照)

マネジメント及び財務の状況について、概ね妥当と判断するが、経営上留意すべき点が見受けられた。

【留意すべき点】

- ア 理事長が非常勤であることについて、当法人の役割の重要性を踏まえれば、当法人の責任体制等を明確化するためにも、常勤化することが望ましいこと。
- イ オーダーメイド型貸工場事業に係る貸倒引当金の算定方法が、設備・機械類貸与事業に係る算定方法と異なっており、当法人内で算定方法の考え方が統一されていないこと。

(2) 個別の改善事項等

ア 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として、非常に重要な役割を担っていることから、トップマネジメントに優れた常勤の理事長の就任が望まれるところであるが、当法人の理事長が非常勤であり、県外に在住していることについて、当法人から、「理事長に求められる資質として、当法人の運営の方向性についてグローバルな視点から指示できること、当法人の運営に対して民間の視点で改善の指示ができること、ベンチャー企業の育成についても高い見識を有していることを挙げ、これらの条件を満たす人材を常勤の理事長として選定することは現状において困難であること、また、そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であることから、県外在住者である現理事長が非常勤の理事長として就任していること」が説明された。さらに、「現理事長に対しては、定期的に状況報告を行うとともに、重要な情報についてはその都度報告し、また、予算、決算、新規事業など重要な事項については専務理事及び職員が適時上京し、直接、理事長の判断を仰いでいる」との説明があった。

当委員会としては、当法人の理事長としてふさわしい人材の確保が困難であることや厳しい財務状況を踏まえると、理事長が非常勤である現状の体制下においてトップマネジメントが十分に発揮されるよう、常勤理事を中心とした理事長へのバックアップ体制の充実に引き続き取り組んでいただくことを望むものであるが、現下の厳しい経済情勢において、県内中小企業を支援する中核的団体として当法人が果たす役割の重要性を踏まえれば、時代に即応した柔軟かつ効果的な事業展開と、それを支える健全な財務運営に常に責任を持って対応できる体制が必要である。したがって、責任体制と権限の強化を図り、より迅速かつ適切な経営判断を可能とするためにも、理事長はできるだけ早期に常勤化すべきと考える。

イ 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

平成22年度は、常勤職員27名中14名が県からの派遣職員となっているが、当法人の実施する補助事業、受託事業等に応じて県職員を派遣していること、また、現状の財務状況では一定数のプロパー職員を新規に採用することが困難であることから、県派遣職員の引き揚げ、

プロパー職員への置換えは大きく進展しない状況にある。その中にあっても、当法人として可能な範囲で取り組んでおり、平成22年度は1名を置換えていることが確認された。

当委員会としては、一定の期間に限り県派遣職員が実施している補助事業や受託事業等を除き、当法人の自主事業であり恒常的に行う設備・機械類貸与事業等については、基本的にプロパー職員が担うべきものとするため、貸付審査、事業のフォローアップ、貸付債権の回収といった一連の業務について、計画的にプロパー職員を育成しノウハウを蓄積させながら、順次、県派遣職員をプロパー職員へ置換えていくことが必要と考える。

ウ 未収債権の発生防止等及び適正な貸倒引当金の計上

県内の厳しい経済情勢を反映して、平成21年度の設備・機械類貸与事業の貸与件数及び金額(34件、479,728千円)は、平成20年度の実績(37件、673,151千円)と比較し減少していることが確認された。

当委員会としては、貸与件数及び金額ともに減少しているものの、厳しい経済情勢により未収債権が発生しやすい現状においては、今後とも、貸与審査の精度を高め貸与後のフォローアップを強化し未収債権の発生防止に努めるとともに、未収債権が発生した場合には、債権回収マニュアル等に基づく確実な回収を進めるなど、債権管理の充実に向けた取組を引き続き求めるものである。

また、当法人から、設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金については、「設備貸与事業・機械類貸与事業・設備資金貸付事業に係る債権管理規程」で規定する債権の分類基準に基づき算定した要引当額に対し、引当不足額を生じていたが、平成21年度決算において県からの補助金によりこれを解消したことについて説明があった。

当委員会としては、これまで生じていた貸倒引当金の引当不足額を解消したことについては評価するものである。今後は、再び引当不足額が発生することのないよう、適切に貸倒引当金を計上していただきたい。

なお、オーダーメイド型貸工場事業に係る債権については、当法人から、県の損失補償が付されており回収不能となった場合でも損失を被る懸念がないため、税法上の規定に基づき算定された額を貸倒引当金として計上していることが説明されたが、これに対し、上述の設備・機械類貸与事業に係る債権についても県の損失補償は付されており、同一法人内で貸倒引当金の算定に係る考え方が異なっている。そのため、当委員会としては、オーダーメイド型貸工場事業に係る債権についても、設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金の算定方法と同様に、適切に貸倒引当金を算定し、貸借対照表に計上すべきと考える。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自主的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

2 社団法人青森県観光連盟

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 林 光男	県所管部課名	商工労働部観光局新幹線交流推進課	
設立年月日	昭和62年7月1日	出資金	20,500千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	6,000千円	29.3%	
	弘前市	500千円	2.4%	
	むつ市	500千円	2.4%	
	つがる市	500千円	2.4%	
	青森市	400千円	2.0%	
	八戸市	400千円	2.0%	
	五所川原市	400千円	2.0%	
	青森県商工会議所連合会	300千円	1.5%	
	青森県商工会連合会	300千円	1.5%	
	青森県町村会	300千円	1.5%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	44名	2名	県OB2名
	監事	2名	0名	
	職員	50名	24名	県派遣10名
業務内容	観光・物産・郷土芸能及び産業の紹介及び宣伝、観光客の誘致促進、観光客受入体制の推進、観光資源の調査研究、観光関係団体等との連携及び情報交換、青森県観光物産館(アスパム)の管理運営等			
経営状況 (平成21年度)	経常収益	932,197千円	(その他参考)	
	経常費用	914,263千円	県の土地・施設等使用料に係る減免試算額	
	当期経常増減額	17,934千円	84,749千円	
	当期一般正味財産増減額	10,616千円		

2 沿革

青森県が21世紀に向けて大きく飛躍するためには地場産業の振興が急務であり、各産業を始め、観光、物産、郷土芸能等を総合的に紹介し、県内外から広く誘客し、より本県を理解してもらう場となる「青森県の顔」として県民が誇れる施設の建設が県内各界から強く要請されていた。

そこで、県、市町村、関係団体等が総力を結集し、本県産業振興の拠点となるよう、将来をも展望した施設として「青森県観光物産館」(愛称:アスパム)を建設することとし、アスパムを建設・運営する法人として昭和58年10月に、社団法人青森県産業振興協会が設立された。

その後、平成22年12月に予定される東北新幹線全線開業を絶好の機会と捉え、開業効果を広く観光関連産業に波及させていくため、県内市町村、観光関係団体など官民の力を統合・結集し、これまで以上に本県観光情報の発信、誘客対策の推進、観光客受入体制の整備、コンベンションの誘致、アスパムを拠点とした他施設との連携などに積極的に取り組み、総合的かつ効果的な観光振興の事業展開を図ることを目的に、平成21年4月に社団法人青森県観光連盟、社団法人青森県産業振興協会、青森県大規模観光キャンペーン推進協議会が統合し、当法人が発足した。

3 点検評価結果

当法人は現在、平成22年12月の東北新幹線全線開業に関連した平成23年度までの大規模な観光キャンペーン事業を推進するため、県をはじめとする関係各方面の機関から職員の派遣を受けながら経営を行っているが、平成24年度以降は、経営の自立化を達成し、本県観光産業の中核団体としての役割を果たしていくことが期待されている。

(1) マネジメント及び財務の状況(参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照)

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当と判断する。

【理由】

- ア 当法人の設立目的に基づき、経営目標・中期経営計画に沿って、関係機関と力を合わせながら大規模な観光キャンペーン事業を初めとした各種事業を強力に推進していること。
- イ 経営健全化に向けた努力として、プロパー職員の給与削減に取り組んだこと。
- ウ 将来の当法人の組織と事業運営のあり方について検討するため、学識経験者及び県内観光・産業関係団体の役員等で構成される「社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会」を設置し、経営の自立化に向けた具体的な取組を開始したこと。

(2) 個別の改善事項等

ア 経営基盤の強化に向けた一層の努力

平成17年度から赤字が続いていた当法人の青森県観光物産館管理運営事業は、平成21年度決算において黒字化を果たしたところであるが、これは、パノラマ映画の制作に係る補助金収入が平成21年度であるのに対し、その減価償却費の計上時期は平成22年度であるための臨時的な要因によるものであることが確認された。一方、当法人は、経営基盤の強化に向けた経費削減の取組として、プロパー職員の給与の削減を平成22年4月から実施していることが確認された。

当委員会としては、財務状況の改善のため、経費面ではプロパー職員の給与削減を実施したこと、収入面では特色あるイベントの開催やアスパム周辺で開催されるイベントとの連携、2階フロアのあり方の見直し、直売店の取扱アイテム数の拡大など、アスパムの魅力を高め、アスパムの入館者数の増加に向けた対策をこれまで行ってきたところであり、このことについて評価するものであるが、青森県観光物産館管理運営事業については、当法人の自主財源を生み出す主要な自主事業であることから、経営基盤を安定させるためにも、引き続き収支両面からの対策をより一層講じるとともに、実施事業については今後とも、その費用対効果を検証し、必要な見直しを行いながら取り組んでいくことが肝要であると考えます。

イ 経営の自立化に向けた取組

当法人では、大規模な観光キャンペーン事業が終了した平成24年度以降における経営の自立化を実現するため、派遣職員の引揚げ後における組織及び事業の見直し等を行うことを目的とした「社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会」を設置し、自立した経営を実現したい、としている。

また、当法人は、平成23年度まで大規模な観光キャンペーン事業を推進しているが、この機会をプロパー職員の育成期間としても位置付け、県をはじめとする関係各機関からの派遣職員とともに、新たに、青森デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議での来場者対応、国際観光やコンベンション等の専門部会等への参加、県外旅行エージェント向け誘致資料の作成などに従事し、多面的な業務経験を積んでいる、との説明があった。

当法人は現在、大規模な観光キャンペーン事業の推進に全力を挙げている最中であり、当法人の将来展望を具体的に見通すことは難しい状況にあると思うが、当委員会としては、当法

人が県派遣職員の引き揚げ後において円滑に自主自立した経営に取り組むことができるよう、具体的な経営戦略・事業展開の方法等を早期に構築することが重要と考える。また、このことは、プロパー職員が明確な目標を持って現在の業務に携わることができるなど、将来における当法人の運営の中核となるプロパー職員の育成という観点からも非常に有益なものとする。当法人が本県の観光産業にとって果たす役割は非常に大きいものであることを再認識しながら、先般設置した「社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会」において関係各機関と十分協議し、本県観光産業の中核団体として自立した経営を早期に実現することを望むものである。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自主的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

3 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 一戸 洋次	県所管部課名	農林水産部 構造政策課	
設立年月日	昭和46年4月13日	出資金	10,200千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	5,100千円	50.0%	
	弘前市	360千円	3.5%	
	つがる市	340千円	3.3%	
	青森市	260千円	2.5%	
	十和田市	260千円	2.5%	
	五所川原市	240千円	2.4%	
	八戸市	220千円	2.2%	
	東北町	200千円	2.0%	
	青森県信用農業協同組合連合会	200千円	2.0%	
	むつ市	180千円	1.8%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	14名	1名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	48名	29名	県派遣14名、県OB1名
業務内容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等			
経営状況 (平成21年度)	経常収益	2,319,867千円	(その他参考)	
	経常費用	2,350,115千円	県からの補助金	992,981千円
	当期経常増減額	30,248千円	県からの無利子借入金	21,953,132千円
	当期一般正味財産増減額	24,539千円	県からの受託事業収入	194,786千円
			県の損失補償	14,384,228千円

2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 点検評価結果

当法人は、農業構造の改善に資するための「農地保有合理化事業」や、木材の生産機能に加え、貯水、洪水緩和、二酸化炭素の吸収など多くの公益的機能を有する森林資源の整備に寄与してきた「分収造林事業」などを実施することにより、国や県の施策上、重要な役割を担ってきたところであるが、農地保有合理化事業の農家からの納入が滞っている小作料や売買契約の不履行により売れ残っている長期保有農地の解消、分収造林事業における木材価格低迷などにより、将来、県や日本政策金融公庫からの借入金に対し、多額の償還財源不足が見込まれることなどが公社経営の大きな課題となっている。

(1) マネジメント及び財務の状況(参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照)

当法人のマネジメント及び財務の状況については、改善を要すると判断する。

【理由】

- ア 農地保有合理化事業については、滞納小作料の回収や長期保有農地の解消が進んだことにより、平成20年度に農地保有合理化事業等一般会計の当期経常増減額において約1千万円の黒字化を達成したところであるが、平成21年度は事業収入の落ち込みにより、再び約2千5百万円の赤字となっており、当法人全体の当期経常増減額も約3千万円の赤字となっていること。
- イ 分収造林事業については、平成21年度に行われた長期収支試算によると、経営期間最終年度の平成68年度において約307億円の欠損が生じる見込みとなっていたが、平成22年度の試算によれば、分収林の間伐等に対し、公社の自己負担を伴わない国の定額助成事業を新たに導入したことなどにより約6億7千万円の経費を削減したものの、木材価格の下落により更に欠損見込額が拡大し、約313億円の欠損が生じる見込みとなっていること。(注)平成21年度の長期収支試算の結果は、当法人のホームページで公開されているが、当法人の財務諸表には注記されていない。
- ウ 長期借入金については、平成21年度の新規借入額を見ると、当法人の中期経営計画の計画額約12億4千万円余に対し、実績は約11億6千万円と計画を達成しているものの、一方で、約1億9千万円の短期借入金があり、借入金全体としてみれば、計画を達成していないこと。

(2) 個別の改善事項等

ア 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消について

農地保有合理化事業については、当法人の経営健全化のため、滞納小作料及び長期保有農地の解消と新規発生の防止が課題となっていた。

滞納小作料の解消については、引き続き、債権管理・回収専門員等を配置して、全戸面談や巡回指導による回収促進、連帯保証人への督促や法的措置などを実施し、平成21年度は納入者実数で69人、金額で約2千7百万円の回収を行った結果、平成21年度末現在の未収小作料は約1億5千万円となった。これは、平成16年度と比較して約4千3百万円、前年度と比較して約1千6百万円の減となっている。

また、長期保有農地の解消についても、引き続き、売買差損の一部を補填する国の「農地保有合理化緊急売買促進事業」を活用した売却の促進や分割納入などを実施し、平成21年度は件数で8件、金額で約6千6百万円の売却を行った結果、平成21年度末現在の長期保有農地は約1億4千万円となった。これは、平成16年度と比較して約3億2千万円、前年度と比較して約6千万円の減となっている。

当委員会としては、これらの取組について高く評価するものであり、今後も引き続き、滞納小作料及び長期保有農地の解消と新規発生の防止に努め、経営の安定化に結びつけていただきたい。

なお、平成21年度は、これらの取組にも関わらず、事業収入が落ち込み、農地保有合理化事業等一般会計の当期経常増減額において再び約2千5百万円の赤字となり、当法人全体の当期経常増減額も約3千万円の赤字となった。この原因について、当法人では、「近年の農産物価格の低迷等・・・（中略）・・・により、農家の規模拡大意欲が抑制されたことによる」と分析しているが、もしそうであるならば、これらの状況は今後も継続することが十分予想されることから、早期に対策を講じる必要があると考える。

イ 分収造林事業の欠損見込額縮小のための適切な対応について

分収造林事業については、平成19年3月に知事に提出された「青森県分収造林のあり方検討委員会最終報告書」において、県行造林への移行が提言されており、これを受けて県では、分収造林事業を県行造林へ移行した場合における県民負担を最小にするとの観点から、起債措置の活用や公社借入金の利子負担軽減など、国の支援策の内容を見極めながら、様々な課題を慎重に検討してきたところである。

本年度の点検評価において、引き続き、検討状況の確認を行ったところ、県の分収造林事業を担当する林政課からは、国における公益法人制度改革や第三セクター等の改革の動きなど、公社を巡る新たな状況の変化に対応し、分収造林事業を含めた当法人全体の経営状況の評価と改革案の検討を行うため、平成22年9月に外部有識者4名で構成する「社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会」を設置し、検討を開始したことが報告された。

その後、平成22年11月には、同委員会の「社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会報告書」が知事に提出され、これを受けて県では、今後、県議会や関係市町村等の意見を踏まえ、当法人の経営改革の方針を決定することとした。

同報告書の要旨は、分収造林事業については、県に移管し、県民の財産として管理すべきであること、分収造林の県への移管に当たっては、「第三セクター等改革推進債」を活用し、県民負担を最小にすべきであること、分収造林事業以外の事業は、経営の効率化やサービスの向上に努めながら継続すべきであること、の3点である。なお、に掲げた「第三セクター等改革推進債」は、公社等の整理又は再生に必要な経費について起債措置を可能とするものであり、その活用期限は平成25年度までとなっている。

当委員会としては、基本的に今後の検討の推移を見守る立場であるが、「第三セクター等改革推進債」の活用期限が平成25年度までであることから、当法人の経営改革の方針については、早急に決定する必要があると考えており、県には速やかな対応を要望する。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

4 青森県土地開発公社

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部 監理課	
設立年月日	昭和48年3月31日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		10,000千円	100.0%
組織構成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	7名	3名	県OB2名 理事長及び専務理事は青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任
	監 事	2名	0名	青森県道路公社及び青森県住宅供給公社併任
	職 員	20名	16名	県OB1名
業 務 内 容	地方公共団体に代わって土地の先行取得を行う公有地取得事業、内陸工業団地の用に供する一団の土地の造成を行う土地造成事業及び地方公共団体等の委託に基づき土地の取得のあっせん等を行うあっせん等事業			
経営状況 (平成21年度)	事業収益	490,545千円	(その他参考)	
	事業利益	20,892千円	準備金合計	477,827千円
	経常利益	11,015千円	県からの補助金	44,400千円
	当期利益	283,513千円	県からの受託事業収入	81,202千円
			県の債務保証	2,083,284千円

2 沿革

高度経済成長期においては、土地の高騰は深刻な問題であり、地方公共団体が行う公共事業においても用地の取得に事業費の相当部分が費やされるなど、事業の効率が著しく低下していた。

このような状況に対処するため、全国の地方公共団体では将来の公有地となるべき土地を先行取得しておくため、公益法人を設立するようになり、本県においても、昭和45年2月に財団法人青森県土地開発公社が設立された。その後、昭和47年10月、必要な土地の先買いに関する制度及び地方公共団体に代わって土地の先行取得を行うこと等を目的とする土地開発公社の創設等を内容とした「公有地の拡大の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき昭和48年3月に上記財団法人が組織変更して青森県土地開発公社となった。

以来、当法人は、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところである。

なお、平成14年4月から当法人、青森県道路公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が統合されるとともに理事長及び専務理事も併任とされ、現在に至っている(青森県住宅供給公社は平成20年度末をもって解散)。

3 点検評価結果

当法人は、「2 沿革」にも記載したとおり、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、将来に必要な土地を値上がり前に確保できるという公社制度の利点を生かしながら、公共用地の取得等を行い、本県の社会資本整備の進展に寄与してきたところであるが、近年の土地価格の下落や公共事業の削減に伴い、国や県からの受託業務量が減少傾向にあり、その確保が公社経営の大きな課題となっている。

(1) マネジメント及び財務の状況（参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照）

当法人のマネジメント及び財務の状況については、改善を要すると判断する。

【理由】

- ア 受託業務量の減少傾向を反映して、事業収支の赤字が続いており、平成21年度においては、引き続き、県や独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から用地取得業務を受託するとともに、人件費の削減など経費の削減を徹底したことにより赤字幅が大きく圧縮されたものの、依然として2千万円余の事業収支の赤字が生じていること。
- イ 今後の受託業務量の確保については、「健全経営に必要な事業量の確保」を経営目標や中期経営計画の重点項目として位置付け、国や県などの関係機関から定期的に公共事業の実施に関する情報収集を行い、また、「用地取得の専門機関」としての当法人の優位性について積極的にPRするなどの取組を進めているものの、依然として安定的な受託業務量を確保できる見通しが立っていないこと。

(2) 個別の改善事項等

ア 受託業務量の確保について

近年の土地価格の下落や公共事業の削減に伴い、当法人の国や県からの受託業務量は減少傾向にあり、組織体制や業務内容が従前の状態では、将来にわたって当法人の経営が成り立っていくことが困難な状況にある。これに対し、平成21年度の点検評価においては、県所管課から平成25年度までの見通しとして、当法人に委託する県の用地取得業務を増やすことで当面黒字経営が可能との見通しが示されたところであるが、本年度の点検評価において当法人の事業収支を点検したところ、平成21年度の事業収支は依然として2千万円余の赤字となっていたことから、再度、今後の受託業務量の確保の見通しについて確認したところである。

県所管課からは、国からの受託事業は単年度事業であり、長期的視点に立った受託業務量の見通しが立てにくいいため、今後は、県からの受託事業が一層重要となってくること、また、県としても、用地取得体制の効率化のため、当法人の存続は必要であり、今後、当法人への委託業務量を大幅に増やすことも検討したい、との認識が示された。

当委員会としては、現在、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から受託している北海道新幹線建設事業(平成21年度事業収入実績:約3千9百万円)が平成23年度には終了し、平成24年度から大幅な収入減が予想されることから、当法人及び県の速やかな対応が必要であると考え、その前提として、県は、用地取得体制の効率化を進めることで、当法人に対しどの程度の委託業務量を確保できるのかを早急に示す必要があると考える。

なお、当法人の取組については、多方面にわたって積極的な営業活動を行ってきた結果として、平成22年度には、国土交通省から公有地取得事業として河川工事用地の先行取得業務を新規に受託するなど、経営安定化に向けた真摯な取組姿勢は評価したい。しかしながら、当委員会としては、当法人が安定した経営を持続していくためには、法人側の多方面にわたる営業活動の継続や更なる経費削減の努力も不可欠であると考えており、現段階で、県からの委託業務量が将来的にどの程度見込まれるかについては不透明な状況であるが、今後も、収支計画と実績を常に対比しながら、一層の効率的経営に向けた取組を継続していただきたい。

イ 青森中核工業団地造成事業の取扱いの明確化について

長引く景気低迷などの社会経済情勢の影響を受け、当法人が県の「代行者」として事業を行った青森中核工業団地の販売不振（平成22年3月31日現在の利用率は、リースによる立地を含め、32.7%）が続いており、当該事業に要した借入金の償還が進んでいない状況にある。

同事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と県の共同事業（事業費負担割合：同機構3分の2、県3分の1）であり、このうち、県の事業については、県による債務保証のもと民間の金融機関から自由に資金借入れができ、必要な土地を早期に確保できるという公社制度の利点を生かし、当法人が県の「代行者」として用地の取得等を行ったものであるが、造成工事や団地管理業務などの用地取得以外の業務については、同機構に全て委託されており、また、分譲の促進については、同機構と県及び青森市で構成する「青森中核工業団地企業立地推進協議会」において企業誘致活動が展開されているなど、本事業の運営に関する当法人の関与は極めて小さいことを確認した。

事業資金については、金融機関からの借入金で賄われ、これを県が債務保証（債務保証期限：平成25年度末）する形をとっており、また、借入金の増嵩を抑制するため、事業資金の一部約13億円について県が無利子貸付を行っている（県からの無利子貸付を含む事業全体の借入金残高：平成21年度末現在で約33億5千万円）。また、事業に係る委託費や金融機関からの借入金の利息相当分については、全て県の補助金（平成21年度交付実績：約4千5百万円）により賄われている状況である。

これらのことから、当法人としては、本事業は実質的に県が主導して実施している事業であり、たとえ、県の債務保証期限である平成25年度末までに分譲を完了することができなくとも、県から何らかの財政支援があり、当法人の経営が悪化することはないと考えているものと推察されるが、前述のとおり、当法人は、国や県からの受託業務量が減少傾向にあり、長期的な視点から当法人のあり方を再検討する必要があることから、当委員会としては、本事業についても、今後、現在の事業形態を維持していくのかどうかを含め、早急に検討する必要があると考える。

また、事業者である県に対しては、このような法人の経営状況に鑑み、当法人が早期に借入金を解消できるよう、期限内の分譲完了に向けたより抜本的な対策を講じることを要望する。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

5 財団法人青森県建設技術センター

1 法人の概要

(平成 22 年 6 月 1 日現在)

代表者職氏名	理事長 星野 明	県所管部課名	県土整備部 整備企画課	
設立年月日	昭和 51 年 4 月 1 日	基本財産	3,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	3,000 千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	11 名	2 名	県OB 1 名
	監事	2 名	0 名	
	職員	61 名	49 名	県OB 5 名
業務内容	建設事業に関する調査、研究及び技術的支援並びに公共施設の下水道維持管理等			
経営状況 (平成 21 年度)	経常収益	1,504,767 千円	(その他参考)	
	経常費用	1,365,754 千円	県からの受託事業収入	1,351,168 千円
	当期経常増減額	139,013 千円	(うち下水道維持管理等に係るもの 1,084,660 千円)	
	当期一般正味財産増減額	134,326 千円		

2 沿革

昭和 50 年当時、弘前市を中心とした大災害の復旧工事の早期対応が必要となり、また、本県における良質な社会資本の整備に対する要望も増大していた。このような状況に対処するため、県・市町村の公的事業に係る工事の設計、積算及び管理を行い、県・市町村の公的事業の円滑な執行を補完することにより、土木技術職員の業務量の緩和を図り、県及び市町村の土木技術職員並びに建設業界関係技術職員の技術向上を図ることを目的に、昭和 51 年 4 月に、当法人は設立された。

一方、昭和 62 年 4 月より一部供用が開始された岩木川流域下水道、平成 3 年 4 月の供用開始に向けて事業を進めていた馬淵川流域下水道及び十和田湖特定環境保全下水道の適正かつ効率的な維持管理を行うとともに、県及び流域関連市町村等との密接な連携による協力体制を確保するため、平成 2 年 4 月に財団法人青森県下水道公社（以下「下水道公社」という。）が設立された。

その後、公社等統廃合計画の実施に伴い平成 14 年 4 月に当法人と下水道公社が統合し、現在に至っている。

なお、当法人では、平成 18 年 4 月から県の指定管理者としての指定を受け、岩木川流域下水道、馬淵川流域下水道、十和田湖特定環境保全公共下水道の各処理施設の維持管理業務を実施している。

3 点検評価結果

当法人は、公共事業の全体量の減少が続いている社会情勢の中にあつて、営業活動の強化による収入の確保や人件費の見直しを含む経費削減の努力により、経営の独立民営化が図られた平成18年度以降、毎年1億円以上の黒字を計上している。その中で、新公益法人制度改革へ対応するため、現在、当法人の事業内容等を踏まえ、移行する法人形態をどのようにするのが課題となっている。

(1) マネジメント及び財務の状況(参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照)

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当と判断する。

【理由】

ア 厳しさを増す経営環境において、毎年度黒字を計上し、安定した経営を維持していること。

イ 人件費の抑制に努めるとともに、市町村からの受託事業の拡大及び他県の類似法人の取組を参考とした新規事業の開拓に努めていること。

(2) 個別の改善事項等

ア 経営の独立民営化に対応した経営基盤の強化

厳しさを増す近年の社会経済情勢や公共事業の全体量の縮小を反映し、当法人の受託事業量は全体的に減少傾向にあるが、当法人からは、業務範囲の拡大に向けた積極的な営業活動を行うため、理事長をトップとした営業活動チームを編成し、当法人の役割や技術力等を積極的に市町村や民間等にアピールし、受注拡大に努めているほか、高品質な成果品を提供するため、更なるチェック体制の強化を行い、職員への指導・育成を充実させ技術力の向上に努めている、との説明があった。

当委員会としては、当法人のこうした経営努力により安定して黒字を計上していることについて評価するものであるが、今後とも引き続き安定した経営を維持していくため、厳しさを増している経営環境に柔軟に対応しながら、改革努力を怠ることなく、経営基盤の強化に努めていただきたい。

イ 新公益法人制度改革への適切な対応

現行の財団法人が新公益法人制度の公益財団法人へ移行するためには、公益目的事業比率が50%以上であること等の認定基準により、公益性についての認定を受ける必要があるが、現在、当法人が行っている事業は、その大半が収益事業であることから、当法人が公益性についての認定を受けることが困難であることが予想されている。

この点について、当法人からは、新公益法人制度改革への対応に当たり、他県の類似法人の対応状況に関する情報を収集・整理し、平成22年6月に組織した新公益法人制度への対応を検討するためのワーキングチームにおいて、公益性に関する認定基準に照らし、当法人の事業内容についての分析・検討を行っているところであり、今後、移行する法人形態の方向性について結論を出し、平成23年度中に移行申請を行いたい、との説明があった。

当法人には、平成21年度決算において、これまでの県受託事業等により累積した11億円余の純資産額があるが、新公益法人制度への対応に伴い、当法人が一般財団法人へ移行することとした場合には、その純資産額等について、当法人が作成する「公益目的支出計画」に基づき、公益に関する事業への支出又は類似の事業を目的とする他の公益法人等や国又は地方公共団体への寄付を行わなければならない。そのため、当委員会としては、これまでの県受託事業等により累積した純資産額等を支出するに当たっては、当法人の役割、事業内容及び財務状況等について十分に分析・検討し、出資者である県と協議した上で、適切かつ慎重に対処すべきと考える。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自主的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

6 青森県道路公社

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 竹内 剛	県所管部課名	県土整備部 道路課	
設立年月日	昭和50年4月1日	出資金	8,235,500千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		8,235,500千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	3名	2名	県OB2名 理事長及び専務理事は青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任
	監事	2名	0名	青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社併任
	職員	17名	9名	県派遣1名 県OB1名
業務内容	「みちのく有料道路」、「青森空港有料道路」、「第二みちのく有料道路」の管理運営等			
経営状況 (平成21年度)	当期収益	2,750,967千円	(その他参考)	
	(うち業務収入)	1,728,917千円	県からの無利子借入	1,831,792千円
	当期費用	2,748,475千円	県の債務保証・損失補償	12,755,018千円
	(うち償還準備金繰入額)	806,858千円)		
	当期利益	2,492千円		
	償還準備金繰入額は、道路事業における当期利益である。			

2 沿革

本県においては、東北縦貫自動車道弘前線が昭和49年度から建設され、更に、むつ小川原開発の進展が期待される中、各圏域を結ぶ道路の整備が必要となっていた。また、自動車交通量の激増に対して道路整備が遅れていたため、既存道路の慢性的交通混雑の緩和及び将来の交通需要の増大に対処するための道路整備が必要であった。

交通需要の増大に対応し、その波及効果を高めるためには、巨額の資金を投入して道路を短期間に整備する必要があったが、従来の公共工事による道路整備では資金や建設の進捗に制約があることから、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用して短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策が採られることとなった。

こうした中、当法人は道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うために昭和50年4月に設立され、みちのく有料道路(昭和55年供用開始)、青森中央大橋有料道路(昭和61年供用開始)、青森空港有料道路(昭和62年供用開始)、第二みちのく有料道路(平成4年供用開始)を建設し、その管理運営等を行っていたが、青森中央大橋有料道路については、平成18年3月31日に料金徴収期間が終了し、平成18年4月1日から無料開放されたため、現在は残る3つの有料道路の管理運営等を行っている。

なお、平成14年4月から当法人、青森県土地開発公社及び青森県住宅供給公社の管理部門が統合されるとともに理事長及び専務理事も併任とされ、現在に至っている(青森県住宅供給公社は、平成20年度末をもって解散)。

3 点検評価結果

当法人は、「2 沿革」にも記載したとおり、交通需要の増大に対応するため、地方道路公社法に基づき、そのメリットである民間資金を活用して短期間で道路を整備し、有料道路方式によりその建設資金の回収を図るという方策を採ることにより、本県の近代的な道路網の整備に寄与してきたところであるが、当法人が管理運営する有料道路の利用台数及び料金収入は建設当初の計画を大幅に下回っており、料金収入で回収することとなっている建設費に係る長期債務の償還が当初の計画どおり進んでいないことが公社経営の大きな課題となっている。

(1) マネジメント及び財務の状況（参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照）

当法人のマネジメント及び財務の状況については、改善を要すると判断する。

【理由】

14期連続で単年度収支の利益を確保し、この間、合計約118億円の債務を解消したところであるが、当法人の中期経営プラン及び中期経営計画との比較では、道路事業における当期利益である償還準備金繰入額は、平成21年度の計画額約9億9千万円に対し、実績は約8億円であり、借入金残高についても、計画額約143億円に対し、実績は約145億8千万円となっており、いずれも計画を下回っていること。

(2) 個別の改善事項等

ア 長期債務の確実な解消について

当法人においては、債務削減のための取組として、平成17年度から平成21年度までを計画期間とする「中期経営プラン」を策定し、債務の確実な解消に向けて取り組んできたところであるが、その後の道路料金収入は同プランをも下回り、計画した収支差を確保するために道路料金収入の不足を経費の削減で補うという状況が毎年度続いていた。また、当法人が管理運営する3つの有料道路のうち、みちのく有料道路については、平成22年11月に料金徴収期間が終了する予定であったことから、料金徴収期間終了時における残債務の処理が課題となっていた。

こうした状況を受けて、県では他の自治体に先駆けて、地方の有料道路の経営改革策に関する様々な手法を検討するため、平成21年6月に道路政策に精通した専門家5名で構成する「青森県有料道路経営改革推進会議」を設置し、本県の有料道路の経営改革に関する検討を行ってきたところであり、同会議からは、平成22年1月に、みちのく有料道路の19年間の料金徴収期間の延長や民間への包括発注による管理の効率化、長期にわたる民間資金の導入などを含む「有料道路経営改革に関する提言」が知事に提出されたところである。

本年度の点検評価においては、この提言を踏まえた県及び当法人の対応状況を確認した。当法人では、みちのく有料道路の19年間の料金徴収期間の延長に係る事業変更許可を国土交通省に申請するとともに、「利用者促進のための積極的な営業活動の展開」や「有料道路サービスの水準の維持」を最重点項目とする新たな「中期経営プラン」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を平成22年5月に策定したことを確認した。また、県においては、提言に盛り込まれた改革案の詳細を検討するため、県土整備部内に「有料道路経営改革推進チーム」を設置したことを確認した。

当委員会としては、今後、県及び当法人が「有料道路経営改革に関する提言」に盛り込まれた様々な改革案を着実に実行し、長期債務の早期解消を実現することを望むものであるが、その際は、提言でも触れられているとおり、これまで計画と実績が大きく乖離してきたことを教訓に、利用者である県民に対し強い責任感を持って経営を行っていくよう強く求めるものである。

イ 道路の安全性及び利便性の維持・確保について

上記アのとおり、当法人においては、道路料金収入の不足を経費の削減で補うという状況が毎年度続いてきたところであり、道路の維持管理については、できる限り部分補修等の必要最小限の維持・補修方法を実施し、受配電設備については既設備の耐用年数を最大限活用して更新するなど、維持管理費の大幅な削減を実施してきたところである。しかしながら、そのような維持管理方法では、道路の短期的な延命化を図るための維持・補修工事はできるとしても、長期的な延命化を図るための予防保全には着手できないことから、これまでの点検評価では、道路の予防保全の観点を踏まえた計画的な維持・補修工事を実施する必要があることを提言していた。

この点について、本年度の点検評価においては、平成21年度において県から、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用した約10億円の補助金（青森県有料道路安全対策事業費補助金）が交付され、当法人においては、この補助金を使用して橋梁耐震対策、トンネル安全対策、防雪対策などの維持・補修工事を実施したこと、これにより、受配電及び監視制御設備については概ね更新が終了し、また、舗装補修についても、必要箇所の大部分について補修が実施されたことが報告された。

当委員会としては、今回の維持・補修工事により、当面必要な対策は概ね実施されたものと評価するものであるが、一方で、今回10億円もの補助金が交付されたのはあくまでも臨時的な措置であり、今後は、新中期経営プランを着実に実行し、道路の維持管理についても、道路の予防保全の観点を踏まえた計画的な維持・補修工事を実施していくよう、強く要望するものである。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自主的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

7 財団法人青森県フェリー埠頭公社

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 林 忠男	県所管部課名	県土整備部 港湾空港課	
設立年月日	昭和47年12月7日	基本財産	20,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		20,000千円	100.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	7名	2名	県OB1名
	監事	1名	0名	
	職員	11名	9名	県OB2名
業務内容	フェリー埠頭の建設、改良、維持及び管理運営並びに埠頭管理に必要な事務所、店舗、福利厚生施設その他の建設及び管理等			
経営状況 (平成21年度)	当期収入	553,562千円	(その他参考)	
	当期支出	484,723千円	県からの無利子借入金	482,725千円
	当期純利益	72,406千円		

2 沿革

昭和40年代において、フェリーの需要は急増の傾向にあり、また、船舶航行の安全対策、背後地の交通混雑緩和、騒音防止、港全体の効率的な利用という面からもフェリー専用埠頭を緊急に整備する必要があった。

フェリー埠頭は、その運用形態はもとより、安全性やサービス面において特殊性を有し、埠頭の運営に当たっては、企業的手法が必要とされるため、昭和47年12月に、県が2千万円を出捐し、当法人が設立された。

その後、昭和49年に青森港フェリー埠頭が、昭和57年八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供用開始された。

3 点検評価結果

当法人は、フェリー埠頭を利用する船会社からの棧橋等賃貸料を収入の大きな柱として経営を行っているため、当法人が将来にわたって経営を維持していくためには、各船会社の経営の安定が不可欠である。

なお、棧橋等賃貸料は、その総額を各船会社の利用トン数により按分して負担する仕組みとなっている。

(1) マネジメント及び財務の状況（参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照）

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当と判断する。

【理由】

平成20年度における東日本フェリー株式会社の事業撤退や船会社からの要請を受けて、平成21年度から棧橋等賃貸料を引き下げたことから、棧橋等賃貸料収入は減少したところであるが、職員給与の削減を実施したほか営業費用の更なる削減に努力した結果、平成25年度までは一定の黒字を確保できる見通しが立っていること。

(2) 個別の改善事項等

ア フェリーの利用促進及び経営合理化の推進

当法人からは、現在は、原油高騰や経済不況による物流減も落ち着き、一方ではガソリン価格の低下や高速道路料金の割引・無料化のプラス効果により、乗用車の輸送実績が増加するなど各船会社とも堅調な輸送実績を挙げていること、また、フェリーの利用促進に資する取組としては、PR効果の高いリーフレットを作成し県内外の道の駅や観光施設等に配布したほか、安全・安心かつ利用しやすいフェリー施設として利用者に提供するため、動線に配慮した駐車場、案内板等を設置したことの説明があった。

当委員会としては、昨今の社会経済情勢を勘案すると、今後において物流や旅客数が大きく増加することは期待できないものとする。したがって、当法人においては今後とも経費節減等の経営合理化を行いながら、棧橋等賃貸料を安定的に確保するためにも新たなフェリー利用の促進策について、各船会社及び関係機関と連携して取り組む必要があるものとする。

イ 新公益法人制度改革への適切な対応

現行の財団法人が新公益法人制度の公益財団法人へ移行するためには、公益目的事業比率が50%以上であること等の認定基準により、公益性についての認定を受ける必要がある。

現在、当法人では、当法人を所管する国土交通省の意向を随時確認するとともに、実施事業の内容を新公益法人制度の公益認定基準に照らしながら、移行する法人形態について検討中とのことであるが、一般財団法人等へ移行する場合は、新たな税負担の発生や剰余金について新公益法人制度等に基づいた対応が求められることとなることから、引き続き新公益法人制度に関する情報収集を行うとともに、一般財団法人等へ移行する場合も想定して対応を十分に検討しておく必要がある。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自主的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

8 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 山崎 奉戴	県所管部課名	エネルギー総合対策局 原子力立地対策課	
設立年月日	平成元年3月20日	基本財産	10,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	10,000千円	100.0%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	17名	1名	
	監事	3名	0名	
	職員	4名	3名	県派遣2名
業務内容	むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等			
経営状況 (平成21年度)	経常収益	1,163,641千円		
	経常費用	1,003,302千円		
	当期経常増減額	160,339千円		
	当期一般正味財産増減額	214,957千円		

2 沿革

原子燃料サイクル施設の立地を契機として、むつ小川原開発地域等のより一層の地域振興・産業振興の具体化を地域ぐるみで推進することが重要な課題であった。

このため、地域づくり・産業づくりに係る調査研究及びプロジェクトの実施並びに産業活動の強化・安定のための必要な支援等を行うことにより、むつ小川原開発地域等における地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として、平成元年3月に当法人が設立された。

なお、設立に当たっては、電気事業者からの寄付金を前提として、県の全額出捐により設立されており、基本的に当法人の事業は基本財産1千万円(県出捐金)、基金50億円(電気事業連合会からの寄付金)、借入金50億円(利息は日本原燃株式会社負担)の財産運用から生ずる果実により実施されている。

3 点検評価結果

当法人は、むつ小川原開発地域等における地域振興や産業振興を図り、県民全体の生活の安定と向上に寄与することを基本理念とし、上記「2 沿革」にも記載したとおり、基本財産1千万円（県出捐金）基金50億円（電気事業連合会からの寄付金）借入金50億円（利息は日本原燃株式会社負担）の財産運用から生ずる果実により、むつ小川原地域をはじめとした県内各地における産業振興及び地域振興の取組に対する必要な資金の助成等を実施している団体である。

(1) マネジメント及び財務の状況（参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照）

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当であると判断する。

【理由】

- ア 当法人は、上記の基本理念に基づき、事業内容・組織体制ともに概ね中期経営計画に沿った経営がなされており、また、損益の状況も良好であること。
- イ 助成事業の実施に当たっては、テレビ・新聞などの各種広告媒体を積極的に活用するとともに、直接、県・市町村や県内の大学を訪問するなど、幅広い分野における事業の掘り起こしに努めていること。
- ウ 県内の市町村、産業団体、地域団体が行う地域活性化や産業振興等に資する事業に関し、その事業費を助成する「地域・産業振興プロジェクト支援事業」については、同事業をより効果的に実施するため、平成19年度実施事業から助成事業の件数を絞り込むとともに、助成金額の上限を廃止して、より効果が期待できると考えられる事業に重点的に助成を行うよう取り組んでいること。

(2) 個別の改善事項等

ア 事業の選択と助成の集中の推進について

当法人においては、「地域・産業振興プロジェクト支援事業」について、より効果が期待できると考えられる事業に重点的に助成を行うよう取組を進めているところであるが、その際は、事業の選択や助成額の決定に当たって、審査基準の明確化や審査過程の透明化などにより、審査の公平性を確保することが重要であると考えます。

この点について、本年度の点検評価において確認したところ、当法人からは、「特に地域の『雇用』『起業化』に結びつくことと期待されるものであること」、「企画性が高く、地域への波及効果が期待できるものであること」、「事業効果が数値でトレースできるもの」などの事業採択に当たっての方針を定めていること、事業の採択に当たっては、産業団体や有識者で構成する「むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援事業検討委員会」において、各委員が採択方針に基づいて事業を5段階評価で採点した結果をもとに、当法人が事業採択の決定を行っていることが報告された。

当委員会としては、基本的にこれらの取組を高く評価するものであり、今後も審査の公平性の確保に留意して事業を実施していただきたいと考えているが、「むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援事業検討委員会」における事業の採点方法については、以下のとおり意見を付したい。

【意見】

同委員会の現在の採点方法は、事業採択に当たっての方針を総合的に勘案し、各事業毎に5段階評価を行うものであるが、この方式によれば、各委員の評価が概ね一致するような事業が当落線上に複数並んだ場合には、どの事業を優先させるか客観的に判断することが難しいものと思われる。この場合の取扱いについては、当法人の業務マニュアルにおいて「検討委員会の意見を聞

いて、当財団で決定する」と定められているが、審査の公平性をより高める観点からは、採択方針の各項目毎に採点を行うなど、採点項目を細分化することにより、各事業の優先順位をより細かく評価し、できる限り客観的に事業の採択・不採択を決定することが望ましいと考える。

イ 助成事業の効果的・効率的実施及び実施体制の見直しについて

当法人の常勤役職員は、理事長及び職員3名の合計4名のみであり、当法人が実施する助成事業をより効果的に実施していくためには、事業の掘り起こしから事業のフォローアップ、成果の検証までをいかに効率的に行っていくかが課題となっている。

これらのうち、事業の掘り起こしについては、上記のとおり、当法人の積極的な取組姿勢を評価するものであるが、事業実施期間中のフォローアップや成果の検証については、「地域・産業振興プロジェクト支援事業」の助成件数が年間約100件程度あり、当法人の現行の体制を考慮すると、十分な対応は困難であると考えられたことから、本年度の点検評価においては、この点を中心に確認を行ったところである。

当法人からは、成果の検証については、全ての助成事業者に対し、助成終了の翌年度から2年間、「事業達成状況報告書」を提出させ、産業振興への貢献状況や今後の活動方針等を含めて評価していること、事業のフォローアップについては、原則として助成終了の翌年度以降、産業振興などの観点からウェートの高い事業を中心に、年間20件程度、当法人の職員が現地に出向いて意見交換等を行いながら、目標の達成度や事業の波及効果を確認しており、また、その結果については、今後の助成事業の掘り起こしや助成事業を採択する際の審査にも役立っていることが報告された。また、こうしたフォローアップ活動の中から、これまで当法人が支援してきた地場産品については、新商品の開発・販路拡大のため、専門家を招聘しての相談会の開催が急務との認識を得て、平成22年度には、専門家による個別相談会を実施したことが併せて報告されたところである。

当委員会としては、「地域・産業振興プロジェクト支援事業」全体の助成件数に対し、年間のフォローアップ件数が十分であるかどうかについては、今一度検討する必要があると思うものの、当法人の取組姿勢自体は高く評価するものであり、今後も助成の成果に留意して事業を実施していただきたいと考えているが、事業のフォローアップの方法については、以下のとおり意見を付したい。

【意見】

事業のフォローアップは、現在、当法人の職員のみで実施しているが、事業の採択段階では、財団法人21あおもり産業総合支援センターの職員を「むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援事業検討委員会」の委員に委嘱し、支援のあり方などについて専門的な見地から助言を受けているとのことであった。

当委員会としては、こうした他団体が持つ情報や専門性を積極的に活用し、事業の各段階において事業者への一貫した支援を行えば、当法人の助成事業は確実にステップアップさせることができるものと期待するところであり、今後は、事業のフォローアップや成果の検証においても、他団体との連携を積極的に進めていただきたい。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自主的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

9 財団法人青森学術文化振興財団

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 林 光男	県所管部課名	総務部 総務学事課	
設立年月日	平成4年7月1日	基本財産	2,010,494千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県		1,000,000千円	49.7%
	青森市		1,000,000千円	49.7%
	犬飼 守		10,000千円	0.5%
	基本財産受取利息		494千円	0.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	6名	1名	
	監事	1名	名	
	職員	7名	6名	
	業務内容	地域の発展を図るための経済・社会・文化の領域における学術研究、地域における学術・文化の振興に係る事業に対する助成、青森公立大学の国際交流を中心とした教育活動に対する助成等		
経営状況 (平成21年度)	経常収益	63,209千円	(その他参考)	
	経常費用	36,453千円		
	当期経常増減額	26,756千円		
	当期一般正味財産増減額	26,756千円		

2 沿革

青森公立大学の教育研究活動が設置主体の財政状況により妨げられることを回避するために、青森公立大学への財政的支援を安定的に行うことができる財団法人が必要とされたことから、平成4年に青森市からの出捐金10億円により当法人が設立された。

その後、平成5年に青森県からの10億円の出捐を受け、民間からの出捐等も加え、現在20億1千万円余の基本財産で運営されている。

3 点検評価結果

当法人は、「地域における教育・研究活動等の振興を図り、もって県内の学術・文化の発展に寄与すること」を目的とし、基本財産20億1千万円余の財産運用から生ずる果実により、「地域の発展を図るための経済・社会・文化の領域における学術研究」、「地域における学術・文化の振興に係る事業に対する助成」、「青森公立大学の国際交流を中心とした教育活動に対する助成」等を実施している団体である。

(1) マネジメント及び財務の状況(参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照)

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当であると判断する。

【理由】

- ア 当法人は、上記の設立目的に基づき、事業内容・組織体制ともに概ね中期経営計画に沿った経営がなされていること。
- イ 現下の経済情勢において、財産運用により安定的な事業資金を確保することは極めて難しい状況にあるが、当法人においては、常務理事を資産管理責任者とし、青森公立大学長を始めとする専門知識を有する大学教員等による資産運用委員会を設置し、資産の安全性に留意しながら、多角的・効果的な資産運用を実施し、総体的な収益の確保に努めていること。

(2) 個別の改善事項等

ア 助成事業の効果的・効率的実施について

当法人は、各種助成事業等の実施を通じて、広く県内の学術・文化の発展に寄与することを目的としているが、「2 沿革」にも記載したとおり、当法人が当初、青森公立大学への財政的支援を行うことを目的として設立された経緯から、従前、当法人の助成事業は、青森公立大学が実施する事業への助成が中心となっていた。

本年度の点検評価において、平成21年度における助成事業の実施状況を確認したところ、当法人からは、当法人のホームページや青森市の広報媒体、報道機関への情報提供を通じて広報を行ったほか、県内の大学・短大、各市町村に公募要項等を配布し、事業の周知を図った結果、助成総件数34件、助成総額約2千9百万円のうち、青森公立大学以外の団体等への助成は27件、約1千6百万円となったことが報告された。

当委員会としては、基本的にこれらの取組を高く評価するものであり、今後も引き続き当法人の事業を広く県民に周知しながら事業を実施していただきたいと考えているが、今後の助成事業の選定については、以下のとおり意見を付したい。

【意見】

当法人の平成19年度から平成21年度までの過去3年間の助成実績を見ると、平成19年度は応募件数21件に対し助成件数21件、平成20年度は応募件数31件に対し助成件数28件、平成21年度は応募件数35件に対し助成件数34件となっており、応募案件のほとんどが助成されている状況となっている。

当委員会としては、今後、当法人の助成事業に対する県民の認知度が高まれば、さらに応募件数が増加するものと考えており、その際、現在のように応募案件のほぼ全てに助成を行うのであれば、事業1件当たりの助成金額が小さくなり、効果的な助成が困難になるおそれがあることから、今後は、明確な審査基準のもとに、事業の選択と助成の集中を推進することが望ましいと考える。

イ 組織体制の見直しについて

当法人の常勤職員6名は、全て青森市企画調整課職員が兼務しており、専任の常勤職員がいないことから、経営環境の変化に対応しながら、当法人の設立目的に沿った効果的な事業展開が可能な体制となっているか確認したところである。

この点について、当法人からは、現在の事務局体制で、業務運営上、特段の不都合は生じていないこと、仮に専任体制に移行するとした場合は、人件費などの新たなコストが発生し、結果として、助成事業全体の助成金額の縮小につながるおそれがあることから、現体制を維持することが最善であるとの認識が示された。

当委員会としては、現下の経済情勢において、安定的な事業資金を確保することは困難な状況にあり、直ちに専任体制に移行するのは難しいという点は理解するものであるが、法人の自主的な運営の確保という観点からは、やはり組織体制の強化が望ましいと考えるところであり、以下のとおり意見を付したい。

【意見】

当法人の助成事業は、年々応募件数が増加しており、当委員会としては、今後、事業の選択と助成の集中を推進することが望ましいと考えているが、その際は、これまで以上に公平・公正な事業運営が求められることになることから、特に、事業の審査や成果の検証といった点については速やかに制度の再点検を行い、必要な体制を早急に整備しておく必要があると考える。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

10 財団法人青森県生活衛生営業指導センター

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 西村 力	県所管部課名	健康福祉部 保健衛生課	
設立年月日	昭和58年3月30日	基本財産	5,160千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	1,500千円	29.1%	
	青森県理容生活衛生同業組合	445千円	8.6%	
	青森県美容業生活衛生同業組合	384千円	7.4%	
	青森県社交飲食業生活衛生同業組合	350千円	6.8%	
	青森県料理飲食業生活衛生同業組合	310千円	6.0%	
	青森県旅館ホテル生活衛生同業組合	286千円	5.5%	
	青森県すし業生活衛生同業組合	247千円	4.8%	
	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合	238千円	4.6%	
	青森県クリーニング生活衛生同業組合	237千円	4.6%	
青森県食肉生活衛生同業組合	234千円	4.5%		
組織構成	区分	人数	うち常勤	
	理事	10名	1名	
	監事	2名	0名	
	職員	3名	2名	
業務内容	理・美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営健全化についての相談と指導、同営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導等			
経営状況 (平成21年度)	経常収益	24,374千円	(その他参考)	
	経常費用	24,362千円	補助金 20,857千円	
	当期経常増減額	12千円	(うち県からの補助金 11,376千円)	
	当期一般正味財産増減額	12千円	受託事業収入	1,816千円
			事務代行費	1,373千円

2 沿革

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和32年6月法律第164号。以下「生衛法」という。)で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など18業種の営業を総称して、生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)と呼んでいる。

戦後の生衛業は過当競争気味となり、生衛業の多くが経営基盤の脆弱な中小企業者であったことから、正常な経営が阻害されるとともに衛生措置の低下が憂慮されるようになった。このため、昭和32年に環境衛生同業組合(のちに改名され「生活衛生同業組合」)や適正化規程等の過当競争防止策等を骨子とした「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(生衛法の前身)が制定された。

その後、昭和54年には、生衛業を取り巻く環境の変化を踏まえ、経営の一層の健全化と利用者の利益を図ることを目的として、振興事業制度、標準営業約款制度、環境衛生営業指導センター(のちに生活衛生営業指導センター)制度等を内容とする法律の一部改正が行われた。

本県においては、昭和58年に当法人が設立され、国及び県からの補助金等により、生衛業の振興と利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、各種事業を行っている。

3 点検評価結果

当法人は、国や県からの補助事業あるいは受託事業の範囲内で経営しているため、損失が発生することはないが、国や県の予算の影響を受けやすい構造となっている。そのため、限られた予算の範囲内でいかに有効に事業効果を発揮させるか、効率的に事業を実施するかが課題となっている。

(1) マネジメント及び財務の状況（参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照）

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当と判断する。

【理由】

限られた予算の範囲内で、しかも限られた人員体制の中で、経費節減を行いながら効率的な事業の実施に努めていること。

(2) 個別の改善事項等

ア 組合加入率が低いという現状を踏まえた新たな事業展開及び現状の組織体制下での効果的な事業の実施

当法人では、各種事業の周知等に当たって、主に、業種ごとに組織されている生活衛生同業組合の組織を活用する方法をとっていたが、営業者の組合離れが進み、各組合への加入率が低下し続けている現状においては、本県の営業者を幅広く対象とした事業展開を行うという当法人の設立目的を達成するために、組合加入者以外に対する事業のあり方が課題となっていた。

このような状況の中で、当法人からは、生活衛生関連の事業が効果的に成果を挙げるために、今後は消費者の利益を擁護する事業を展開することとし、県内で広く組織されている「消費者の会」等に対する生活衛生関係の研修会等の実施を検討していること、将来的には、受講者を「生活衛生営業監視員（仮称）」として委嘱し、消費者サービスや衛生面等への提言を行っていただくことを検討している、との説明があった。また、平成23年度から、税理士やコンサルタント等に営業者の経営指導を行っていただく企業再生支援事業を、福島県での事例を参考にしながら本県にも導入する方向で検討している、との説明があった。

当委員会としては、当法人は小規模な組織体制の下において、相談指導事業や生活衛生関係営業の振興事業など、多様な事業を実施しているが、上記の新たな事業を行う場合は、当法人が実施可能な全体事業量の中で、既存事業の取捨選択を慎重に行う必要が生じてくるものと考え。その際には、既存の事業が効果的に機能しているかどうかについて改めて検証した上で、真に必要な事業に絞り込んだ上で重点的に実施していく必要があるものと考え。

また、当法人が上記のような新たな事業を実施するに当たっては、他県の実施事例を基に、現状の組織体制の中で実施可能かどうかよく検討した上で、事業を円滑に推進できるよう体制をしっかりと整えるとともに、今後連携を行おうとする「消費者の会」等や経営指導を委嘱する専門家の理解と協力が十分に得られるよう丁寧な説明と調整を行った上で、新たな事業の効果を高めていくことを希望する。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

1 1 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 古川 健治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課	
設立年月日	昭和58年10月19日	基本財産	1,598,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	日本原燃株式会社	1,000,000千円	62.6%	
	青森県	500,000千円	31.3%	
	基本金組入額	98,000千円	6.1%	
組織構成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	11名	0名	
	監 事	2名	0名	
	職 員	2名	1名	
	業 務 内 容	むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害の発生を防止し、漁業操業の安全確保を図るための啓発指導、情報連絡及び調査研究、当該船舶による漁業被害に対する救済金等の給付、当該船舶による漁業被害の解決に必要な交渉の援助、漁業の振興を図るための助成等		
経営状況 (平成21年度)	経常収益	28,283千円	(その他参考)	
	経常費用	28,932千円		
	(うち事業費	17,526千円)		
	当期経常増減額	649千円		
	当期一般正味財産増減額	649千円		

2 沿革

むつ小川原港周辺海域においては、同港の建設以前から地元漁業者等により多種多様の漁業が営まれてきたところであり、同港の建設に伴い漁業操業の安全に対する危惧が生じたことから、将来にわたって永続的に同港周辺海域における漁業操業の安全を確保し、漁業者の生活の安定を図るため、県から5億円の出資を受け、昭和58年10月に当法人が設立された。

平成5年3月に、漁業操業の安全確保及び漁業の振興等を図ることを目的として日本原燃株式会社から10億円の寄付を受け、基本財産に組み入れるとともに、寄附行為の目的及び事業に「漁業の振興を図るための助成」が追加された。

3 点検評価結果

当法人は、むつ小川原港周辺海域における「漁業操業の安全の確保」、「漁業被害に対する救済金等の給付」、「漁業の振興を図るための助成金の交付」を目的とし、基本財産約16億円の財産運用から生ずる果実により、これらの目的を達成するために必要な各種事業を実施している。

(1) マネジメント及び財務の状況(参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照)

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当であると判断する。

【理由】

ア 当法人は、上記の設立目的に基づき、事業内容・組織体制ともに概ね中期経営計画に沿った経営がなされていること。

イ 厳しい経営環境に対応するため、安定的な事業資金の確保と事業費及び管理費の節減に取り組んでおり、平成21年度の管理費については、中期経営計画に対し10%以上の削減を達成していること。

(2) 個別の改善事項等

ア 助成事業の効果的・効率的実施について

当法人は、経営目標のひとつに「事業費、管理費の節減と合理化を図る」ことを掲げ、漁業振興対策助成事業(漁業協同組合等が実施する漁業振興のための事業に対し、助成金を交付する事業)については、「事業評価による、効果的、効率的な事業展開を図る」こととしている。

本年度の点検評価において、これまでの事業評価の実施状況を確認したところ、当法人からは、平成17年度に制定した「事業評価実施要綱」に基づき、平成18年度から毎年度事業評価を実施していること、評価結果については、当法人のホームページにおいて公表していること、評価に使用する「事業評価シート」の内容は、毎年度見直しを行っていることなどが報告された。

当委員会としては、基本的にこれらの取組を高く評価するものであり、今後も引き続き事業評価の質を高めながら、効果的・効率的な事業の実施につなげていただきたいと考えている。

なお、今後の改善のポイントは、以下のとおりである。

【改善のポイント】

「事業評価シート」は、外部に公表することを前提として、事業の必要性や評価の理由などをわかりやすく明確に記載する必要があること。

外部評価を導入するなど、評価に外部の視点を取り入れるとより効果的な評価となること。

イ 組織体制の見直しについて

当法人の組織体制を点検したところ、専任の職員は1名だけであったことから、業務の執行に当たって内部統制上の問題がないか確認したところである。

この点について、当法人からは、平成20年度から当法人の事務局がある六ヶ所村役場内の別団体(六ヶ所村まちづくり協議会)と業務提携を行い、職員の起案文書は、事務局長(六ヶ所村まちづくり協議会の事務局長が兼務)及び理事長の決裁を受ける前に、同団体職員の確認を受けることとしたことが報告された。

当委員会としては、この取組により内部統制上、一定の改善が図られたものと認めるものであるが、預金証書等の管理については、以下のとおり意見を付したい。

【意見】

当法人においては、事務局長が通帳・預金証書・公印等の管理を行っており、他の職員がこれらを取扱うことはないとのことであった。一方、当法人の内部監査の実施状況を確認したところ、当法人の内部監査は、規程により事務局長が行うこととされ、預金証書等についても、事務局長自らが証書の現物確認や関係書類との突合等を行っていた。

当委員会としては、預金証書等の管理が事務局長ひとりに委ねられている現状は好ましくないと考えており、当法人が17億円以上の資産を保有していることを考慮すれば、定期的に外部のチェックを受けることが望ましいと考える。

なお、当法人の支出全体に占める管理費の割合は、中期経営計画を上回る経費節減の努力にも関わらず、前回点検評価を行った時点（平成18年度実績）では33.4%であるのに対し、平成20年度は34.5%、平成21年度は39.4%と確実に上昇しているところである。

当委員会としては、当法人の設立目的の重要性については十分認識するところであるが、そうした目的を達成し、漁業者が享受する利益を最大化するという観点から見たときに、費用対効果等の面から現在の当法人のあり方が最適であるかという点について、今後さらに検討していきたいと考えている。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

1 2 青森空港ビル株式会社

1 法人の概要

(平成 22 年 6 月 24 日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 田村 優一	県所管部課名	県土整備部 港湾空港課																																	
設立年月日	昭和 60 年 4 月 1 日	資本金	1,620,000 千円																																	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名・名称</th> <th>金額</th> <th>出資等比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青森県</td> <td>884,000 千円</td> <td>54.6%</td> </tr> <tr> <td>青森市</td> <td>251,000 千円</td> <td>15.5%</td> </tr> <tr> <td>(株)日本航空インターナショナル</td> <td>170,000 千円</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>(株)日本政策投資銀行</td> <td>80,000 千円</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>(株)青森銀行</td> <td>40,000 千円</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>(株)みちのく銀行</td> <td>40,000 千円</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>東北電力(株)</td> <td>30,000 千円</td> <td>1.9%</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)</td> <td>25,000 千円</td> <td>1.5%</td> </tr> <tr> <td>(株)東奥日報社</td> <td>20,000 千円</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>青森放送(株)</td> <td>20,000 千円</td> <td>1.2%</td> </tr> </tbody> </table>			氏名・名称	金額	出資等比率	青森県	884,000 千円	54.6%	青森市	251,000 千円	15.5%	(株)日本航空インターナショナル	170,000 千円	10.5%	(株)日本政策投資銀行	80,000 千円	4.9%	(株)青森銀行	40,000 千円	2.5%	(株)みちのく銀行	40,000 千円	2.5%	東北電力(株)	30,000 千円	1.9%	日本通運(株)	25,000 千円	1.5%	(株)東奥日報社	20,000 千円	1.2%	青森放送(株)	20,000 千円	1.2%
	氏名・名称	金額	出資等比率																																	
	青森県	884,000 千円	54.6%																																	
	青森市	251,000 千円	15.5%																																	
	(株)日本航空インターナショナル	170,000 千円	10.5%																																	
	(株)日本政策投資銀行	80,000 千円	4.9%																																	
	(株)青森銀行	40,000 千円	2.5%																																	
	(株)みちのく銀行	40,000 千円	2.5%																																	
	東北電力(株)	30,000 千円	1.9%																																	
	日本通運(株)	25,000 千円	1.5%																																	
	(株)東奥日報社	20,000 千円	1.2%																																	
青森放送(株)	20,000 千円	1.2%																																		
組織構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> <th>うち常勤</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役</td> <td>12名</td> <td>1名</td> <td>県OB1名</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>3名</td> <td>1名</td> <td>県OB1名</td> </tr> <tr> <td>社員数</td> <td>21名</td> <td>12名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	人数	うち常勤	備考	取締役	12名	1名	県OB1名	監査役	3名	1名	県OB1名	社員数	21名	12名																		
	区分	人数	うち常勤	備考																																
	取締役	12名	1名	県OB1名																																
	監査役	3名	1名	県OB1名																																
	社員数	21名	12名																																	
業務内容	青森空港ターミナル(旅客ビル及び貨物ビル)の賃貸及び管理運営並びに飲食物、旅行日用品並びに観光土産品の販売等																																			
経営状況 (平成 21 年度)	売上高	675,186 千円	(その他参考)																																	
	営業利益	78,962 千円	土地使用料に係る減免額 1,419 千円																																	
	経常利益	85,587 千円																																		
	当期純利益	47,885 千円																																		

2 沿革

青森空港は昭和 39 年 1 月に県が設置・管理する第三種空港として滑走路 1,200 メートルで供用開始した。その後、激増する航空需要に対応するため、ジェット機が就航できるよう滑走路を 2,000 メートルとすることとし、新空港の建設を推し進め、昭和 62 年 7 月に新空港として供用開始した。こうした新空港の拡充整備に伴い、空港利用者に対し十分その使命を果たせるような空港ターミナルビルの建設が必要となり、昭和 60 年 4 月、県及び関係市町、航空会社並びに経済界等が共同して空港ターミナルビルの運営にあたる「青森空港ビル株式会社」を設立した。

平成 4 年には国際線対応施設となる空港ターミナルビル増改築等が、平成 7 年には、国際線定期便対応に必要な施設整備等が行われ、青森～ソウル線、青森～ハバロフスク線が相次いで開設された。

3 点検評価結果

当法人は、青森県の空の玄関にふさわしい「ホスピタリティー」と公共的な施設としての「社会的な使命」を認識し、地域に貢献する快適な空港ビルの運営に最善を尽くすことを重要な役割としているが、近年の厳しい社会経済情勢を反映して当法人の収益が減少してきていること、更には経営再建中であるJALの動向や今年度の東北新幹線全線開業がもたらす今後の影響を考えると、当法人の役割を適切に達成していくためには、経営基盤の強化に向けた取組が今後ますます重要となる。

(1) マネジメント及び財務の状況(参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照)

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当と判断する。

【理由】

厳しさを増す経営環境においても、集客対策事業の実施や経費節減に努めながら一定の利益は確保し、かつ利益に応じた配当を実施していること。

(2) 個別の改善事項等

ア 効果的な集客対策の実施

当法人では、不況の影響による航空利用者数の減少に伴い、売上高の減少に苦慮する物販、飲食テナント等に対する家賃の減免を実施したことなどから、営業収益は減少を続けている。さらに、当法人からは、東京行きの航空利用者約400名に実施したアンケートで、その約4割が東北新幹線の利用に興味を示すという結果が出たことから分かれるとおり、東北新幹線全線開業の影響は大きいものと予想されることから、新幹線と競争可能な航空料金の設定をJALに求めるなど、当法人として必要な対策を講じたい、との説明があった。

当委員会としては、集客対策、特に航空利用者を増加させるためには、当法人だけの取組では限界があり、県内の観光や産業を活性化させ交流人口を拡大させることが必要であると考えられるが、その中においても、当法人ではこれまで、空港ビル内のテナント等の売上高を増加させるため、関係機関等と連携した空港の利用促進対策の実施、青森空港の魅力を高めるイベントの開催、旅行人口の拡大に向けたパスポート助成金事業など、各種事業を実施し集客対策に努めてきたことは評価できる。しかし、厳しさを増す当法人の経営環境を踏まえれば、当法人においては、新幹線と競争可能な料金設定などJALに対する働きかけを関係機関と連携して取り組む必要があるとともに、集客対策事業として実施してきた広報事業、イベント事業等についてできる限り集客効果を分析・検討しながら、今後とも効果的・効率的に事業を実施していく必要があるものとする。

イ 県出資金の引き揚げの検討

これまで当委員会では、県の出資金については、県有資産の効率的配分の観点から有効に投入・活用する必要があるため、「経営目的が順調に達成され、経営の自立・配当の継続等が可能となった段階において、県の出資金の引き揚げが行えるよう、検討すること」を求めていた。

これに対し、県所管課からは、当法人は厳しい経営環境下においても平成17年度から株主配当を実施しているものの、当法人を取り巻く経営環境は、JALの経営再建とそれに伴う路線縮小や、東北新幹線全線開業の影響を受け、これまで以上に厳しいものになることが予想されていることから、出資金の引き揚げについてはこれらの影響を確認した上で方向性を決定することが望ましい、との説明があった。

当委員会としては、当法人の経営環境が今後ますます厳しくなるであろうことは理解できるところであり、そのような状況の中で県出資金を引き揚げた場合、他の株主の追従等が懸念さ

れるため、県出資金の引き揚げについては、JALの動向や東北新幹線全線開業の影響を十分に見極めた上で、再度検討することが適当であるとする。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

1 3 むつ小川原原燃興産株式会社

1 法人の概要

(平成22年6月25日現在)

代表者職氏名	代表取締役社長 中島 勝彦	県所管部課名	エネルギー総合対策局 原子力立地対策課		
設立年月日	昭和62年4月1日	資本金	10,000千円		
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率	
	日本原燃(株)		5,000千円	50.0%	
	青森県		2,500千円	25.0%	
	六ヶ所村		2,500千円	25.0%	
組織構成	区分		人数	うち常勤	備考
	取締役		5名	2名	県OB1名
	監査役		1名	0名	
	社員数		185名	184名	県OB1名
	業務内容				
日本原燃(株)による原子燃料サイクル施設及びその付帯設備の運転・保守管理の補助業務等					
経営状況 (平成21年度)	売上高	3,958,030千円	(その他参考)		
	営業利益	149,199千円			
	経常利益	136,676千円			
	当期純利益	80,663千円			

2 沿革

当法人は原子燃料サイクル施設事業の安定的な遂行と当該施設の立地を契機とした直接的な地域振興に寄与することを目的とし、昭和62年4月に青森県、六ヶ所村、日本原燃サービス株式会社及び日本原燃産業株式会社の出資により設立された。その後、平成4年7月に日本原燃サービス株式会社及び日本原燃産業株式会社が合併し、日本原燃株式会社が発足したことにより、現在の日本原燃株式会社、青森県及び六ヶ所村の3者による出資構成となっている。

3 点検評価結果

当法人は、昭和60年4月18日に締結された「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」に基づき、原子燃料サイクル施設事業の安定的な遂行と当該施設の立地を契機とした直接的な地域振興に寄与することを目的として設立された株式会社であり、原子燃料サイクル施設の操業に伴って発生する付帯業務(原子燃料サイクル施設及びその付帯設備の運転・保守管理の補助業務等)を受託している。

(1) マネジメント及び財務の状況(参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照)

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当であると判断する。

【理由】

ア 当法人は、上記の設立目的に基づき、事業内容・組織体制ともに概ね中期経営計画に沿った経営がなされており、また、損益の状況も良好であること。

イ 新たな業務分野を開拓するため、原子燃料サイクル事業の進展状況を見据えながら、必要な人材の育成に先行的に取り組んでいること。

(2) 個別の改善事項等

当法人は、「段階的に発生する付帯業務を計画的かつ効率的に処理すること」、「地元企業等の参画を積極的に推進すること」、「安定的雇用機会の創出と地域産業おこしを積極的に図ること」を経営目標に掲げている。

付帯業務の計画的かつ効率的な処理については、P D C A (Plan-Do-Check-Action) サイクルに基づき常に業務の見直しを行っているほか、業務品質の向上のため、ISO9001:2008 の認証を平成22年5月に取得し、また、原価低減のため、3ヶ年毎の削減目標値を掲げた経費削減の取組を推進している。

地元企業等の参画の推進については、物品購入の地元発注を推進し、平成21年度の地元発注率は概ね90%となっている。

また、安定的雇用機会の創出と地域産業おこしの推進については、地元雇用に積極的に推進(平成21年度現在で六ヶ所村出身者56%、青森県出身者99%)するとともに、「あおり旬紀行」を企画発行し、県産品の紹介と販売促進に寄与(平成21年度売上実績:約2千3百万円)している。

当委員会としては、これらの取組を高く評価するものであり、今後も引き続き原子燃料サイクル施設事業の安定的な遂行と本県の地域振興のために尽力していただきたい。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

14 財団法人青森県育英奨学会

1 法人の概要

(平成22年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 工藤 幸七郎	県所管部課名	教育庁 教職員課	
設立年月日	昭和54年11月1日	基本財産	2,500千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	青森県育英奨学会		1,500千円	60.0%
	青森県		1,000千円	40.0%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	12名	0名	
	監事	2名	0名	
	職員	8名	2名	
業務内容	学資の貸与、学生寮の維持管理、学生寮入寮生の生活指導			
経営状況 (平成21年度)	経常収益	38,894千円	(その他参考)	
	経常費用	39,535千円	県からの補助金	5,600千円
	当期経常増減額	641千円	県の土地・施設等使用料に係る減免試算額	
	当期一般正味財産増減額	673千円	15,971千円	

2 沿革

昭和31年に国から東京都小平市にある旧陸軍経理学校の建物と土地の払下げを受け、青森県直営の学生寮が設置された。その後、建物の老朽化に伴う建替えに当たり、昭和54年に「財団法人青森県学生寮」が設立され、同財団が銀行から建設費を借入れし、昭和56年に現在の学生寮に全面改築された。

また、昭和58年に青森銀行が40周年を記念して県に寄付した1億円と県の1億円を合わせた2億円で大学奨学金貸与事業を実施することとし、名称を「財団法人青森県育英奨学会」に変更した。

さらに、国の行政改革により日本育英会が廃止され、高校奨学金貸与事業については、平成17年度入学者から各都道府県に移管されることとなり、本県においては、当法人が行うこととなった。

3 点検評価結果

当法人は、「青森県人の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず経済的理由により修学困難な者に対し学資を貸与し、及び学生寮を利用させる等必要な援助を行い、本県並びに国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与する」ことを目的としており、当法人が実施する学生寮の管理運営事業、大学及び高校奨学金の貸与事業は、長引く経済不況の中であって、本県の大学生・高校生やその保護者の経済的負担を軽減し、まさに本県の「人財育成」に貢献してきたところである。

当法人では、学生寮についてはこれまでも一定の需要があることから、今後とも学生寮管理運営事業の収支均衡に留意しながら学生寮の有効利用を図っていくこととしている一方、奨学金貸与事業については、平成17年度に当法人に移管された高校奨学金の償還が本格化していることや、長引く経済不況の影響により延滞未収金が増加傾向にあるため、今後の未収金の発生防止や回収に係る対策をいかに講じるかが課題となっている。

(1) マネジメント及び財務の状況（参考「平成22年度青森県公社等経営評価シート」参照）

当法人のマネジメント及び財務の状況については、概ね妥当と判断する。

【理由】

- ア 未収債権の回収を強化するため、債権回収マニュアルを作成し、適切に取り組んでいること。
- イ 平成21年度決算で当期一般正味財産増減額が673千円となったことから、赤字解消のため、平成22年度に職員削減を行うなど財務の健全化に取り組んだこと。

(2) 個別の改善事項等

ア 奨学金貸与事業に係る未収債権の回収強化及び発生防止

当法人では、現在、奨学金貸与事業について正職員1名と臨時職員3名で業務に当たっているが、高校奨学金の償還が本格化する中で、貸与先の情報を一元管理するための償還管理システムを導入し事務処理の迅速化を図るとともに、未収金の増加を防止するため債権回収マニュアルを作成し、これに基づき、本人への督促通知、連帯保証人への連絡、自宅訪問による経済状況の把握、支払能力に応じた指導及び返還猶予制度の紹介等を行っており、今後はさらに、内容証明郵便による支払催告書の送付や少額訴訟、支払督促の申し立てなど、より実効性の高い措置を講じることを検討していきたいこと、しかしながら、現状の組織体制ではこうした業務を行うにも限界があることを認識しており、引き続き、県に増員のための支援を求めていく、との説明があった。

当委員会としては、債権回収マニュアルを作成し、延滞者の状況に応じた対応についての手続きを統一化し、延滞債権の回収強化に取り組んでいることは評価できるものと考えているが、今後は更に取組を強化し、当該マニュアルに基づき、未収債権が長期に延滞し不良債権化する前に、延滞が発生した初期の段階で確実に回収に向けた働きかけを行うよう努めていただきたい。

ただし、償還が本格化している高校奨学金については、長引く経済不況にあり未収金の増加を引き起こしやすい社会環境にある中で、現状の人員体制では、通常の償還管理業務に加え延滞者に対する督促業務に追われ、未収金が増大し、将来において奨学金制度を維持できなくなることを当委員会としても懸念している。

そのため、奨学金貸与業務については、まずは当法人の奨学金貸与業務の効率化の徹底と業務体制の見直しを再度行い、業務体制の見直し等を行ってもなお不足する部分については、奨学金制度を将来にわたって維持していく観点から、回収業務に対する専門知識を持った職員等を配置することの必要性も検討しつつ、職員の増員を図りながら、業務量の増大に伴う組織・

業務管理体制の整備を適切に進めていただきたいと考える。

なお、当法人が平成21年6月の評議員会・理事会に提出した高校奨学金資金運用計画表によれば、平成26年度まで交付が予定されている国からの奨学金貸付原資をもってすれば、将来にわたって奨学金制度の維持は可能との見通しが示されているが、当然のことながら、資金運用計画表に毎年度の延滞実績を確実に反映させ、奨学金の貸与原資が不足してしまうことのないよう、長期的な見通しを持って奨学金制度を運用していただきたい。

なお、当法人の平成21年度における当期経常増減額が641千円の赤字となった理由として、県所管課から、学生寮周辺の民間アパートが増加し、これらのアパートが家賃を下げて入居者を募集したため、学生寮の入寮生が減少したことが原因として考えられること、また、当該赤字を解消するため、平成22年度は学生寮の正職員を1名減員したことの説明があった。

当委員会としては、今後において赤字が拡大することがないが注視しつつ、次回の点検評価において、社会経済情勢や学生のニーズの変化を確認しながら、入寮生の減少と赤字との関連性についてさらに検討していきたいと考えている。

(参考)「平成22年度青森県公社等経営評価シート」の点検結果

マネジメント

(1) 経営理念、中期経営計画

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
平成21年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成している。 : 概ね目標どおり達成している。 : 目標を達成していない。)			
実績との比較を踏まえた中期経営計画全般の達成状況について (評価 : 計画どおりである。 : 概ね計画どおりである。 : 計画と乖離が生じている。)			

(2) 提言への対応状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について (評価 : 十分に対応している。 : 十分に対応している項目が多い。 : 十分に対応していない項目が多い。)			

(3) 事業内容等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。 (評価 : 適切である。 : 概ね適切である : 改善する余地が多い。)			
平成21年度の主な事業に係る目標の達成状況について (評価 : 目標どおり(目標以上)に達成した。 : 概ね目標どおり達成した。 : 目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))			

(4) 組織体制等

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚げを行うなど、自立的な業務運営が図られている。 (評価 : 十分に対応している。 : 概ね対応している。 : 改善する余地が多い。)			
経営状況及び業務量から勘案して、常勤役職員の数は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 過不足を生じている。)			
経営状況及び業務内容を勘案して、プロパー職員の給与は、妥当である。 (評価 : 妥当である。 : 概ね妥当である。 : 改善の余地が多い。)			

財務

(1) 財務の状況

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。 (評価 : 良好である。 : 概ね良好である。 : 改善を要する。)			
資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資本)は増加傾向である。 (評価 : 2期連続して増加している。 前期より増加している。 : 前期より減少している。)			

(2) 財務分析

評価項目	公社等評価	所管課評価	点検結果
自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れていない。または、経営支援的な補助金等の額は、前期に比べ低下している。 (評価 : 受け入れていない。または、低下している。 : 増加している。)			

平成22年度青森県公社等点検評価委員会委員名簿

: 委員長

【学識経験者】

今 喜 典 青森公立大学大学院 経営経済学研究科
研究科長・教授

【企業経営者】

永 澤 弘 夫 株式会社永澤興業代表取締役会長

倉 田 和 恵 有限会社プレス代表取締役

【会計専門家】

三 上 広 美 三上公認会計士・税理士事務所 副所長・税理士

(参 考)

青森県公社等点検評価委員会による点検評価対象公社等及び評価実施（予定）年度

A 県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人

No	公 社 等 の 名 称	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度
1	(財)21 あおもり産業総合支援センター				
2	(社)青森県観光連盟				
3	(社)青い森農林振興公社				
4	青森県土地開発公社				
5	(財)青森県建設技術センター				
6	青森県道路公社				
7	(財)青森県フェリー埠頭公社				
8	(財)むつ小川原地域・産業振興財団				

B 県が25%以上出資等している法人（Aの法人を除く。）

No	公 社 等 の 名 称	22 年 度	23 年 度	24 年 度	25 年 度
1	(財)青森学術文化振興財団				
2	八戸臨海鉄道(株)				
3	むつ湾フェリー(株)				
4	青い森鉄道(株)				
5	(財)青森県生活衛生営業指導センター				
6	(社)青森県畜産協会				
7	(社)青森県水産振興会				
8	(財)むつ小川原漁業操業安全協会				
9	(社)青森県栽培漁業振興協会				
10	青森空港ビル(株)				
11	(株)建築住宅センター				
12	むつ小川原石油備蓄(株)				
13	むつ小川原原燃興産(株)				
14	(財)青森県育英奨学会				
15	(財)暴力追放青森県民会議				

青森県総務部行政経営推進室

行政改革等担当

青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-734-9059

FAX 017-734-8032

公社等改革ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyosei/kousya.html>